

問題

官僚制に関するマーソンの主張について説明しなさい。また、マーソンの影響を受けたブラウやグールドナーの主張についても説明しなさい。

解答のポイント

(1) 官僚制の定義

問題文にはウェーバーの名前は出てきていないが、批判対象であるウェーバーの官僚制論を示さなければ、マーソンによる官僚制論を説明することも困難である。ただし、あくまでメインはマーソンであることを忘れないこと。マーソンよりもウェーバーに関する記述の方が長いのは避けたいところである。

(2) マーソンによる官僚制論

規則への過剰同調が帰結する様々な問題点（「現実対応能力の喪失」「形式主義」「儀礼主義」「繁文縟礼」など）は必ず（少なくとも一つは）挙げておきたい。もちろん、それ以外の問題点も挙げられるとよい。解答例では羅列になっているが、実例を示せばより説得的な文章になる。

(3) ブラウとグールドナーの官僚制論

ブラウはインフォーマル組織の意義、グールドナーは懲罰的官僚制の問題点を挙げておきたい。

ただし、ブラウやグールドナーの官僚制論はそれほど頻出の論点ではないため、現実的には近代官僚制の大まかな定義とマーソンによる官僚制論が適切に書かれていれば、合格レベルに達すると思われる。

解答例

「官僚制」とは、大規模・複雑な組織の目的を能率的に達成するために組織活動を合理的に分業した管理体系である。M. ウェーバーによれば、「合法的支配」の最も純粋的な形態である「近代官僚制」は、①規則による職務配分、②明確な階級制、③公私の分離、④文書による事務処理、⑤専門的職員の任用、⑥没人格的な職務遂行等の特徴を持つ。これは行政組織に限定されず、民間企業やインフォーマル組織も採りうる組織形態の理念型である。ウェーバーによれば、近代官僚制は形式合理的な組織形態であり、恒常性・予測可能性・道具性の3点が満たされているため、作業の能率性・信頼性という側面で他の組織形態よりも優れている。このことから、社会のあらゆる分野の組織に官僚制が広まるという「普遍的官僚制化」の議論を提起するとともに、官僚制組織が「鉄の檻」と化し、社会全体の民主的かつ自由な意思決定を著しく抑制するようになると主張した。

ウェーバーによって示唆された官僚制の負の側面は、「官僚制の逆機能」論として R. K. マーソンらの研究に引き継がれた。マーソンによれば、第一に、官僚制が持つ規則への忠誠という特徴は、環境の変化が激しい状況では、かえって適応を阻害する要因となり、「現実対応能力の喪失」という潜在的逆機能を生み出してしまう。「規則への過剰同調」により規則を守ること自体が目的となり、「形

式主義」「儀礼主義」、すべての事項を文書化する「繁文縟礼」など、かえって能率が低下する事態がある。第二に、規則による職務配分により「セクショナリズム」「膨張主義」「たらい回し」等が生じる可能性がある。また、狭い範囲の職務だけに専門化することで「訓練された無能力」が生じうる。第三に、官僚の身分保障により特権意識・無責任体質・事なかれ主義が生み出される。第四に、官僚制組織が持つ非人格的・画一的な論理が、人格的・個別的な対応を求める顧客とあつれきを生むことがある。

このように、マートンは近代官僚制の問題点を論理内在的に指摘したのに対して、マートンに師事した P. ブラウと A. グールドナーは、事例調査に基づいて官僚制組織の問題点を指摘しつつ、それを抑制する条件を考察した。

ブラウは、米国の職業安定所等（行政組織）の調査を通じて、官僚制のフォーマル組織の厳格な規則や規律は、かえって生産性や勤労意欲を落としてしまうと指摘し、日常的な人間関係をベースにしたインフォーマル組織が逆機能を緩和するとした。

またグールドナーは、米国の石膏鉱山（民間企業）の調査研究に基づき、労使以外の第三者（政府等）によって制定された規則で管理される「模範的官僚制」、労使の合意に基づいて制定された規則で管理される「代表的官僚制」、使用者側が一方的に制定した規則で管理される「懲罰的官僚制」の 3 つに官僚制を分け、特に懲罰的官僚制で組織内の対立・緊張や儀礼主義が生じやすいとした。

以上

(1197 字)

TAC 生はココで解けた！

『専門記述対策-政治系』のテキストレジュメには、官僚制論に関する解答例がいくつか掲載されていた。特に平成 12 年の国税専門官の専門記述のテーマが「ウェーバーの官僚制論」だったため、官僚制の問題点を問うている後半部分を覚えていれば、近代官僚制の特徴とマートンの主張について概要は書けたはずである。